

第13回 農業委員会総会議事録

令和3年7月26日開会

中標津町農業委員会

令和3年7月26日、第13回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	二瓶	裕貴
2番	横田	千秋
3番	谷川	好則
4番	長谷川	孝二
5番	田中	洋希
6番	竹村	聡
7番	武田	健治
8番	田中	世一
9番	瀧本	和男
10番	須崎	智
11番	和泉	光広
12番	後藤田	宏幸
13番	高橋	正一
14番	赤波江	信二
15番	小林	亨
16番	中村	正生
17番	笠原	康博
18番	本田	信幸

附議した案件

- | | | |
|-----|--------|--|
| (イ) | 議案第73号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| (ロ) | 議案第74号 | 現況証明願いについて |
| (ハ) | 議案第75号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (ニ) | 議案第76号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| (ホ) | 議案第77号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| (ヘ) | 議案第78号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| (ト) | 議案第79号 | 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について |
| (チ) | 議案第80号 | 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について |
| (リ) | 報告第30号 | 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |

本日出席した職員

事務局長	坂井一文
庶務係長	葛西利光
農地係長	吉田佳弘
係	宮崎智佳

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第13回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
8番、田中 世一 委員。
9番、瀧本 和男 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 6月22日の総会以降につきまして、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上で会務報告を終わります。
- 議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第73号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。(1)から(4)について、事務局から説明をお願いします。
(挙手あり)農地係長
- 農地係長 議案第73号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(4)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の2ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地6、〇〇 〇〇。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。
2、解約する土地、字〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積28,067㎡、他2筆、計69,186㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和元年6月1日から令和4年5月31日まで。5、合意解約成立の日、令和3年6月14日。6、解約の理由、合意解約。
この案件については、議案第75号(6)に関連するもので、賃貸借していた農地について、売買により借主に所有権を移転するため、期間内解約するものです。
議案の3ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、釧路市〇〇〇〇〇丁目〇番〇〇〇号、〇〇 〇〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 41,369 m²内 33,680 m²、他 6 筆、計 167,971 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 30 年 6 月 25 日から令和 5 年 5 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、令和 3 年 7 月 9 日。6、解約の理由、合意解約。

なお(3)につきましても、貸主・借主とも同一で、賃貸借の契約期間が違うものですので、氏名等省略し、一括して説明いたします。

議案の 4 ページをお開きください。

(3) 2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 37,943 m²、他 3 筆、計 96,464 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和元年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、令和 3 年 7 月 9 日。6、解約の理由、合意解約。

また(4)につきましても、貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。

議案の 5 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 50,055 m²内 50,000 m²。

3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和元年 5 月 26 日から令和 5 年 5 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、令和 3 年 7 月 9 日。6、解約の理由、合意解約。

この 3 件については、議案第 78 号(3)及び議案第 79 号(5)に関連するもので、賃貸借中の農地を合意解約し、再度、近隣農家と賃貸借、及び農地中間管理機構に買入協議の要請をするため、期間内解約するものです。

以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 4、議案第 74 号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第74号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。7ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

標津郡標津町〇〇条〇〇丁目〇〇-〇号、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、農地・採草放牧地以外、面積7,462㎡内354㎡、他3筆。利用状況、原野。3、申請の理由。砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は8ページのとおりです。

本案件につきましては、砂利採取法に基づく、砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。当該地は、農業振興地域内の白地の区域となっております。公簿が原野・宅地であり、現況も原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和3年7月14日、第1地区推進班で現地確認し、現況について、農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)横田委員。

横田委員 上程になりました議案第74号(2)について説明いたします。9ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積25㎡。利用状況、雑種地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は10ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和3年4月16日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)から(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第74号(3)から(5)について説明いたします。11ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字当〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積17,609㎡、他1筆。利用状況、農業用施設用地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は12ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和3年6月3日、第3地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

13ページをお開きください。

(4) 1、申請人の住所、氏名。

標津郡標津町〇〇条〇〇丁目〇番〇〇-〇号、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、農地・採草放牧地以外、面積17,425㎡内9,225㎡、他2筆。利用状況、山林。3、申請の理由。砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は14ページのとおりです。

本案件につきましては、砂利採取法に基づく、砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。当該地は、農業振興地域内の白地の区域となっております。

公簿が山林であり、現況も山林であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和3年7月16日、第3地区推進班で現地確認し、現況について、農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

15ページをお開きください。

(5) 1、申請人の住所、氏名。

川上郡標茶町〇〇丁目〇番〇〇-〇号、〇〇 〇。

2、土地の表示。〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積1,857㎡、他1筆。利用状況、雑種地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は16ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域外であり、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和3年7月16日、第3地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第74号(6)について説明いたします。17ページをお開きください。

(6) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇番地〇、〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積11,401㎡。利用状況、雑種地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は18ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の白地の区域となっており、公簿は畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和3年7月16日、第3地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。20ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積5,799㎡、利用目的、牧草畑、他35筆、計770,620㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を後継者へ贈与するもの。譲受人、贈与を受けて営農するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格。無償。6、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計822,809㎡、家畜、牛274頭。7、見取図については、22ページのとおりとなっております。この案件につきましては、門馬正志氏が後継者に使用貸借していた農地を合意解約し、後継者に生前一括贈与するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)から(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第75号(2)から(5)について説明いたします。24ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積21,926㎡、利用目的、牧草畑、他2筆、計60,734㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、賃貸借権の設定。5、期間。令和3年7月29日から令和6年7月28日まで。6、価格。240,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計1,234,271㎡、家畜、牛403頭。9、見取図については、29ページのとおりとなっております。なお、(3)から(5)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。25ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

借主、中標津町字〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積31,017㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、計90,566㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、賃貸借権の設定。5、期間。令和3年7月29日から令和6年7月28日まで。6、価格。360,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、5人、農従者、5人、経営地、計1,513,830㎡、家畜、牛497頭。9、見取図については、29ページのとおりとなっております。26ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積41,062㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、賃貸借権の設定。5、期間。令和3年7月29日から令和6年7月28日まで。6、価格。160,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、3人、経営地、計556,524㎡、

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第76号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。ここで、(1)の案件に入る前に本案件につきましては、私ごとに関する事項が含まれておりますので、規定により、議長は武田会長代理にお願い致します。

(本田会長降壇、議席へ) (武田代理登壇)

議長 会長に代わり、議事を進行致します。
ここで、会議規則第16条の規定により、18番〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇委員退席)

議長 (1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中委員 上程になりました議案第76号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。33ページを開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積2,698㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、34ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。飼料供給のためのスタックサイロの敷設にあたり、計画する施設規模から現在の施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、2,698㎡で、令和3年6月11日に第5地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

か。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。

日程8、議案第78号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第78号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について、説明いたします。

議案の39ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積7,697㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。469,000円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況、構成員1人、農従者1人、経営地、計1,513,830㎡。家畜、牛497頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、40ページのとおりです。

この案件につきましては、所有者から農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。41ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積12,133㎡内8,000㎡、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年8月1日から令和8年7月31日まで。6、価格。年28,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、1人、農従者、1人、経営地、計91,608㎡、経営作目、蕎麦。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、42ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(3)(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第78号(3)(4)について説明いたします。43ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、釧路市〇〇〇〇〇丁目〇番〇〇〇号、〇〇 〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積36,643内21,970㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を農地所有適格法人へ賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するものとするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年7月26日から令和5年5月31日まで。6、価格。年72,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、4人、農従者、4人、経営地、計2,857,588.98㎡、家畜、牛751頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、45ページのとおりです。この案件につきましては、所有農地を農地所有適格法人に賃貸借するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました

議案の44ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積1,021㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。52,000円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況、構成員4人、農従者4人、経営地、計2,857,588.98㎡。家畜、牛751頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、45ページのとおりです。

この案件につきましては、所有者から農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかりいたします。
本案はこれを原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 9、議案第 79 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規程による買入協議の要請について」を上程致します。(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました、議案第 79 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について」(1) について説明いたします。47 ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、申出を受けた年月日。令和元年 1 月 6 日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和 3 年 6 月 8 日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、48・49 ページのとおりでありまして、合計 27 筆、622、625㎡となっております。

この案件につきましては、滝本氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)(3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました、議案第79号(2)(3)について説明いたします。50ページをお開きください。

(2) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、申出を受けた年月日。令和3年6月3日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和3年6月16日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、51ページのとおりでありまして、合計4筆、119,716㎡となっております。なお、(3)についても同一世帯員のため一括して説明します。52ページをお開きください。

(3) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、申出を受けた年月日。令和3年6月3日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和3年6月16日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、53・54ページのとおりでありまして、合計29筆、358,380㎡となっております。

この2件につきましては、〇〇〇氏及び〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました、議案第79号(4)について説明いたします。55ページをお聞きください。

(4) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、申出を受けた年月日。令和2年11月2日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和3年3月15日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、56ページのとおりであります、合計13筆、235,712㎡となっております。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました、議案第79号(5)について説明いたします。57ページをお聞きください。

(5) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

釧路市〇〇〇〇〇丁目〇番〇〇〇号、〇〇 〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。令和2年11月30日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和3年3月15日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に

必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、58ページのとおりでありまして、合計10筆、298,956㎡となっております。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり要請いたします。
日程10、議案第80号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第80号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。60ページをお開きください。
令和3年度分といたしまして、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇.〇.〇、〇〇〇〇〇〇〇株式会社からの提出がありました。
令和3年6月1日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。

日程 11、報告第 30 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 報告第 30 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) について説明いたします。63 ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和 2 年 5 月 20 日付、中農委 5 第令 2-3 号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的。砂・土採取。5、事業計画の期間。令和 2 年 6 月 10 日から令和 3 年 6 月 9 日まで。6、事業完了年月日。令和 3 年 6 月 9 日。7. 完了検査年月日につきましては、令和 3 年 6 月 28 日、第 1 地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

議 長 以上で完了届についての報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第 13 回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11 時 18 分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 7 月 30 日

会 長 _____

8 番 _____

